

○措置法通達

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次 第2章 所得税法の特例 第2節 不動産所得及び事業所得 <u>第10条の5の6</u> ((特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 第10条の3から第14条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の3～14共―1 減価償却資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項、<u>第10条の5の6第1項</u>又は第11条から第14条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。 (償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算) 10の3～14共―2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項、<u>第10条の5の6第1項</u>又は第11条から第14条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。 (国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額) 10の3～14共―3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の5第3項、第10条の5の3第3項、<u>第10条の5の5第3項</u>又は第10条の5の6第3項に規定する税額控除限度額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する	目 次 第2章 所得税法の特例 第2節 不動産所得及び事業所得 (新 設) 第10条の3から第14条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) 10の3～14共―1 減価償却資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第14条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。 (償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算) 10の3～14共―2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第14条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。 (国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額) 10の3～14共―3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の5第3項、第10条の5の3第3項<u>又は第10条の5の5第3項</u>に規定する税額控除限度額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置

特定事業用機械等、措置法第10条の5第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第10条の5の5第1項に規定する生産工程効率化等設備又は措置法第10条の5の6第1項に規定する特定機械装置等（以下この項において「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。 (1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下この項において「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額 (2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額 (注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。 2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正することに留意する。	法第10条の5第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等又は措置法第10条の5の5第1項に規定する生産工程効率化等設備（以下この項において「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。 (1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下この項において「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額 (2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額 (注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。 2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正することに留意する。
<u>第10条の5の6（(特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係</u>	(新 設)
<u>（生産等設備の範囲）</u>	(新 設)
<u>10の5の6－1</u> 措置法第10条の5の6第1項に規定する生産等設備（以下「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む個人の工場、小売業を営む個人の店舗又は自動車整備業を営む個人の作業場のように、その個人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。 <u>（注）</u> 一棟の建物が事務所用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が	

<u>個人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。</u>	
<u>(取得価額の判定単位)</u>	(新 設)
<u>10の5の6－2 措置法令第5条の6の6第2項第1号又は第2号に掲げる機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u>	
<u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</u>	(新 設)
<u>10の5の6－3 措置法令第5条の6の6第2項第1号から第5号までに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上、1,000万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u>	
<u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u>	(新 設)
<u>10の5の6－4 個人が、その取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（措置法第10条の5の6第1項に規定する特定機械装置等をいう。以下同じ。）を委託先に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものと取り扱う。</u>	
<u>(中小事業者であるかどうかの判定の時期等)</u>	(新 設)
<u>10の5の6－5 措置法第10条の5の6第9項の規定の適用に当たっては、10の6－2及び10の6－3並びに10の6－5から10の6－8までの取扱いを準用する。</u>	
第28条の2（（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例））関	第28条の2（（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例））関

係

（明細書の添付）

28の2-3 青色申告書を提出する中小事業者が当該年分の確定申告書に添付する法第149条に規定する明細書（いわゆる「青色申告決算書」）の「減価償却費の計算」欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第28条の2第3項に規定する「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えないものとする。

- (1) 取得価額40万円未満の減価償却資産について、措置法第28条の2第1項の規定を適用していること
- (2) 適用した減価償却資産の取得価額の合計額
- (3) 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること

第41条の19の4（（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除））関係

（税額控除等の順序）

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条及び第10条の2の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の5の規定による生産工程効率化等設備を取得した場合の所得税額の特別控除

係

（明細書の添付）

28の2-3 青色申告書を提出する中小事業者が当該年分の確定申告書に添付する法第149条に規定する明細書（いわゆる「青色申告決算書」）の「減価償却費の計算」欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第28条の2第3項に規定する「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えないものとする。

- (1) 取得価額30万円未満の減価償却資産について、措置法第28条の2第1項の規定を適用していること
- (2) 適用した減価償却資産の取得価額の合計額
- (3) 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること

第41条の19の4（（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除））関係

（税額控除等の順序）

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による生産工程効率化等設備を取得した場合の所得税額の特別控除

<u>(10) 措置法第10条の5の6の規定による特定生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除</u> (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除 (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除 (14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除 (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除 (19) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除 (20) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除 (21) 措置法第41条の3の3の規定による令和6年分における所得税額の特別控除	(11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 <u>(措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)</u> (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除 (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除 (14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除 (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除 (19) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除 (20) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除 (21) 措置法第41条の3の3の規定による令和6年分における所得税額の特別控除
---	---